

改正履歴

平成30年3月29日公布(公布の日から施行)

○制定・改廃の背景及び趣旨

亀山市議会基本条例では、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として、現在「亀山市総合計画条例に規定する基本計画の策定、変更又は廃止」を規定していますが、このたび、数ある分野別計画の中から新たに議会の議決事件に加えるべき計画について議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会で検討を重ねてきました。

その結果、市の基本構想及び都市計画の方針に即して策定される「都市マスタープラン」は、特に重要な計画であることから、その策定、変更又は廃止について、議会の議決事件とするため、所要の改正を行うものです。

○改正内容

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針(都市マスタープラン)の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止を議会の議決事件に追加します。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p> <p><u>(1) 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画</u></p> <p><u>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針</u></p>	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、<u>亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画の策定、</u>変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p>